

○シングルマザー就職活動応援スーツ貸与事業実施要綱

平成26年4月1日

(総則)

第1条 ひとり親家庭等の母の就職活動を支援することを目的として行うスーツの貸与については、サービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 スーツの貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市内に居住していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童扶養手当の受給資格者(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条から第11条までの規定により児童扶養手当が支給されない者を除く。)であるひとり親家庭の母

イ アに該当する者と同等の所得状況にあると認められるひとり親家庭の母

ウ 離婚の協議中又は裁判中である者のうち、離婚後に子を扶養する予定の母

(3) 企業等の採用面接、履歴書等に貼付する証明写真の撮影その他就職活動のためにスーツの貸与を受ける必要があること。

(貸与申請)

第3条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、スーツ貸与申請書(第1号様式)による。

2 申請者は、スーツに附属してバックの貸与を希望することができる。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受ける際には、書面の提示を求める等の方法により、前条第2号のいずれかに該当することを確認するものとする。

(スーツ貸与決定通知書)

第4条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、スーツ貸与決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(貸与期間)

第5条 スーツの貸与の期間は、原則として、貸与を受けた日から起算して10日以内とする。

(返却)

第6条 スーツの貸与を受けた者は、スーツをクリーニング所においてクリーニングしたうえで、当該クリーニングに係る領収書等の写しを添付して市長にスーツを返却するものと

する。

(バックの貸与)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、スーツに附属してバックを貸与することができる。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

スーツ貸与申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 電話	
貸与事由	1 採用面接 2 証明写真撮影 3 その他 ()
希望期間	月 日 ~ 月 日
希望サイズ	
バッグ貸与	必要 不要
バック貸与 希望の理由	
(事務処理欄)	

第2号様式(第4条関係)

スーツ貸与決定通知書

年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日付で貸与申請のありました就職活動応援スーツについては、審査の結果、貸与することと決定しましたので通知します。

貸与期間 月 日 ~ 月 日

貸与サイズ 上着 号 スカート 号

使用したスーツは、クリーニングをしたうえで、こども家庭支援センターこども給付課にご返却ください。

その際には、クリーニングの領収書等の写しを添付してください。